

# 岐 阜 県 公 報

## 目 次

### 規 則

則 岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則の一部を改正する規  
則

(高 齢 福 祉 課)

一

号 外 (15) 平 成 二 十 九 年 四 月 一 日

## 規 則

岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年四月一日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県規則第四十三号

岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則の一部を改正する規則

岐阜県介護福祉士等修学資金貸付規則(平成五年岐阜県規則第八十号)の一部を次の  
ように改正する。

第三条第一項第四号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐 阜 県 公 報 号 外 毎 週

(火曜日)

発 行

(休日に当たる  
ときは翌日)

平成二十九年四月一日

平成二十九年四月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社